

【提出用】

□に囲まれた欄の希望される枠に☑をお入れください。
【】内に児童名をご記入願います。(複数並記)
※第2子以降など0円利用の場合も必ずご記入ください。

鹿追町立認定こども園保育料基準額表

保護者氏名: _____

Main table with columns for '階層' (階層), '認定児童の属する世帯の階層区分' (認定児童の属する世帯の階層区分), and '月 額 負 担 基 準 額' (月 額 負 担 基 準 額). It includes sub-headers for '教育保育標準日 I (年間平均207日)', '教育保育標準日 II (年間平均247日)', and '教育保育標準日 III (年間平均293日)'. Rows include '生活保護世帯', '市町村民税非課税', '市町村民税所得割非課税', and various income brackets for '所得割額'.

備考

- 1 この表に掲げる「ひとり親等の世帯」とは、次に掲げるものとする。
(1) 「母子世帯等」...母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第17条及び第31条の7に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯。
(2) 「在宅障害児(者)のいる世帯」...次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。
① 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。
② 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者。
③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。
④ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者。
(3) 保護者の申請に基づき、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯。
2 この表に掲げる、教育保育標準日 I、II、IIIの年間契約日数は次のとおりとする。
(1) 教育保育標準日 I とは、土曜日保育、休業日及び春・夏・冬休みを除く年間契約日数207日
(2) 教育保育標準日 II とは、土曜日保育及び休業日を除く年間契約日数247日
(3) 教育保育標準日 III とは、冬休みを除く年間契約日数293日

※第2子以降については無料です。
※契約時間・教育保育基準日(I・II・III)の変更は月1回としています。
※備考(1)・(2)に該当する場合は半額です(10円未満切捨て)。

別表2(第7条関係) 延長保育加算額表

Table with columns for '階層' (階層), '認定児童の属する世帯の階層区分' (認定児童の属する世帯の階層区分), and '延長保育加算額' (延長保育加算額). It includes sub-headers for '13時30分から16時00分まで' and '16時00分まで'.